



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 選挙管理委員会告示

42 当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決 ..... 1

## 選挙管理委員会告示

### 和歌山県選挙管理委員会告示第42号

令和7年4月13日執行の串本町議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により告示する。

令和8年3月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌 哲也

裁 決 書

審査申立人

東牟婁郡串本町串本1800番地

県営住宅串本団地505号室

大 川 博

上記審査申立人（以下「申立人」という。）が令和7年6月2日付けで提起した同年4月13日執行の串本町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件申立て」という。）について、和歌山県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

#### 1 審査の申立ての趣旨

申立人は、本件選挙における当選人島野靖（以下「島野候補」という。）の当選の効力に関する異議の申出について、串本町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）が令和7年5月22日付けでした当該異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）を不服として、当委員会に対し、原決定の取消しを求めるとともに、島野候補の当選を無効とする裁決を求めて審査を申し立てたものである。

#### 2 審査の申立ての理由

理由を要約すれば、以下のとおりである。

- (1) 候補者の氏又は名のいずれかを正確に記載さえしていれば、他の記載内容に関わらず必ず有効であるといった機械的な判断をすべきではない。町委員会が実施した開披再点検において摘出した島野候補の有効投票の一部には、意識的に何らかの暗示を表示するためのいかなる文字にも類似していない記号又は符号というほかないものが記載されているが、当該投票はいわゆる他事記載に当たるため無効と解すべきである。
- (2) 字が稚拙であれば、異なった字であっても何らかの誤記ではないかと考えられるが、達筆明瞭であるときはそのようには考えられない。町委員会は原決定において島野候補の有効投票に記載された「鳥」又はそれに類似する漢字を全て「鳥」の誤記であると認め有効としているが、「鳥」と「鳥」は小学校低学年で学ぶ基本的な常用漢字であることから、明瞭かつ丁寧に記載された投票においては、

行き過ぎである。

- (3) 原決定に対して十分な反論を行うため、直ちに摘出票の実物又はその写しの閲覧を認められたい。

#### 裁決の理由

当委員会は、本件申立てを適法なものとしてこれを受理し、町委員会からは弁明書及び再弁明書を、申立人からは反論書及び再反論書をそれぞれ徴するとともに、申立人からの申立てにより、町委員会及び利害関係人である島野候補を参加させて口頭意見陳述を行った。また、町委員会に対し本件選挙の選挙録その他関係書類の提出を求めこれを調査するとともに、最下位当選人（島野候補）と次点者（申立人）の得票差が僅差であること等を総合的に考慮し、職権で町委員会が保管している本件選挙の投票の提出を求め、開披再点検（以下「本件開披再点検」という。）を実施し、慎重かつ厳正に調査・審理を行った。

その結果は以下のとおりである。

#### 1 申立人の主張について

反論書、再反論書及び口頭意見陳述における申立人の主張を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 別表1-1は「<sup>しまの</sup>島野」と記載しているが、当該振り仮名は「島野」の読み方を示すものではないため、2人以上の氏を記載したものとして無効とすべきである。
- (2) 別表1-2は「しまのヤスツ」と記載されており、明瞭かつ丁寧に記載された「ツ」を「シ」の誤記と認めることは、その正確な記載自体から行き過ぎであり、候補者でない者の氏名を記載したもの又は候補者の何人を記載したか確認しがたいものとして無効とすべきである。また、「ツ」と判読される記載は、その投票をした選挙人の何人であるかを推知させる何らかの目印と認められるような意識的記載に当たるものと解することができる。
- (3) 別表1-3は「嶋野●ス●」と記載されており、5字中3字が島野候補の氏名に一致していない。第1字の「嶋」は本件選挙と同時に行われた串本町長選挙の候補者田嶋勝正氏の「嶋」であり、第3字の「●」はカタカナの「ナ」、漢字の「十」又は記号の「+」が記載されたものと認められ、第5字の「●」はいかなる文字にも類似していない記号又は符号と認められ、更に字の筆跡等から敬称を記載したものと認められないことから、いわゆる他事記載に当たり、無効とすべきである。
- (4) 別表1-4は「<sup>しまの</sup>島野ヤ●シ」と記されており、第4字の「●」は、「ス」ではなく、数字の「2」、ローマ字の「Z」若しくは漢字の「乙」と記載したもの又はそのいずれとも推測しがたいことから、島野候補に投票する意思をもって「ヤ●シ」と誤記したものと認められない。また、字の配置等から敬称を記載したものと認められないことから、「●」の記載は他事として記載したものと無効とすべきである。加えて、「島野」の傍に「しまの」と記載されているが、子供でもめったに誤読しない平易な漢字にあえて振り仮名を付することは社会通念や一般経験則上不自然であるため、その投票をした選挙人の何人であるかを推知させる何らかの目印と認められるような意識的記載に当たるものと解することができる。
- (5) 別表1-5から1-9までは明瞭かつ丁寧に「島野ヤスシ」と記載されており、平成27年6月25日足立区選挙管理委員会決定によると「明瞭かつ丁寧に「丸山まこと」と記載されていることから、「松丸まこと」候補を誤記したものと認めることは、その正確な記載自体から行き過ぎと考える」とされていることから、候補者でない者の氏名を記載したもの又は候補者の何人を記載したか確認しがたいものとして、無効とすべきである。
- (6) 別表1-10は「<sup>(ヤスシ)</sup>島野やすし」と記載されているが、振り仮名は漢字の傍らにその読み方を示すためにつける仮名であることから、当該記載は振り仮名であるとは認められない。また、「( )」の符号は不用意に書かれたものであるとは認められず、「( )」を付さなくても他の候補者の得票と混同されることがないことから、有意の他事記載であるとして、無効と解すべきである。
- (7) 別表1-11は、「太田」と記載し、「太」及び「田」をそれぞれ4本の左斜線で抹消し、「しまのヤスシ」と記載している。抹消線は、通常、横線又は縦線が用いられ、文字に重ねて1～3本の線で引くのが一般的であることから、社会的に慣用とされる文字の取消し方法であるとは認められない。むしろ、

意識的に何らかの暗示を表示するために使用されたものであると認められることから、投票者に投票の秘密を破ろうとする特別の意図がなかったとしても、投票の秘密を損なうおそれがある。また、太田徹候補と島野候補の氏名には類似性がないことから、兩人を取り違えて記載することは考えられないことから、「太」、「田」及びそれぞれに付された4本の左斜線は、それ自身が投票者の何人であるかを推認させる、投票の秘密を損なうおそれが顕著な他事記載であることから、無効と解すべきである。

- (8) 別表1-12は原決定において「「しまのヤスン」にも見える」とされているが、最後の文字を「シ」と判読することは甚だしい誤読である。当該文字は明らかに「ン」であり、明瞭かつ丁寧に記載された「ン」を「シ」の誤記と認めることは行き過ぎであり、本件選挙の候補者に「ヤスン」なる名の者が存在しないことから、候補者でない者の氏名を記載したもの又は候補者の何人を記載したか確認しがたいものとして、無効とすべきである。また、「ン」と判読される記載は、その投票をした選挙人の何人であるかを推知させる何らかの目印と認められるような意識的記載に当たるものと解することができる。
- (9) 別表2-1は第2字「か」の第3画が「く」の字のような線になっていることから、第1字の第3画も右斜線を引くところ、「く」のような線を引いたと解すれば、第1字は「小」と判読される。当該投票は、記載文字が拙劣な点からみて、日ごろ文字を書きなれない選挙人が第1字に「お」と発音するつもりで「小」と記載したことが推察され、申立人の氏である「おおかわ」の「かわ」と一致するのみでなく、「大」と「小」がその字音が近似していることから、無効投票ではなく、申立人の有効投票とすべきである。
- (10) 原決定に開披点検における摘出票の写真又は写しを添付しなかったため、反論の支障となった。選挙の透明性を高め、公正な選挙を実現するためにも、開披点検の際摘出した投票の写しを公開すべきである。

## 2 町委員会の主張について

弁明書、再弁明書及び口頭意見陳述における町委員会の主張を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 別表1-1は「島野」と「しまの」が併記されているが、他の候補者に字形が似た者がいないため島野候補の有効投票とした。
- (2) 別表1-2は「しまのヤスツ」とも読むことができ、別表1-12は「しまのヤスン」とも読むことができるが、「北条愛一」と記載された票が「上条愛一」の有効投票とされた昭和34年2月20日最高裁判決の例により、島野候補の有効投票とした。
- (3) 別表1-3は「嶋野ヤスシ」と記載されているが、他の候補者に「しま」と読む文字を含む者がいないことから、島野候補の有効投票とした。
- (4) 別表1-4は「島野ヤマシ」とも読むことができるが、「しまの」と振り仮名を記載して明確に意思表示をしていることから、島野候補の有効投票とした。
- (5) 別表1-5から1-9までは「島野ヤスシ」と記載されているが、「北条愛一」と記載された票が「上条愛一」の有効投票とされた昭和34年2月20日最高裁判決の判例により、島野候補の有効投票とした。
- (6) 別表1-10は「島野<sup>(ヤスシ)</sup>やすし」と記載されているが、島野候補が使用した通称名「島野ヤスシ」を示すために「(ヤスシ)」を付記したものであり、括弧書きについても有意の他事記載には該当しないため、島野候補の有効投票とした。
- (7) 別表1-11について、一旦記載した候補者名を抹消する場合、必ずしも二重線等で抹消する必要はなく、判例においても「抹消が不十分であつても、抹消したものと認められる」（昭和31年10月26日最高裁判決）とされていることから、島野候補の有効投票とした。
- (8) 別表2-1は「水かわ」と記載されているが、姓又は名のみを記載している場合でもそれが正しく記載されていれば有効投票と認められるが、それを誤っている場合には、姓名全部を記載している場合に比べて容易に有効投票であるとは認められないことから、無効投票とした。

## 3 投票の効力の主な判断基準について

当委員会では、以下の考え方に従い、別表掲載の投票について、順次その効力を判定する。

- (1) 投票の効力の決定に当たっては、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第67条において、「第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定している。

その趣旨は、「投票の秘密保持、選挙の公正確保に意を尽くしながら、投票用紙の記載自体、用いられた投票用紙等もっぱら形式的要素を基準として選挙人の意思を客観的に推測し、選挙人の選挙権行使の意図を尊重し、例えば、投票の記載が拙劣、不明確、不正確であっても、記載の類似性から候補者の一人に投票を帰属させることができるときは、当該候補者の有効投票とする等、できるだけ投票を有効としなければならない。」（逐条解説公職選挙法改訂版（上）651頁）と解されている。

また、選挙人の意思の判断に当たっては、「候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定するべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であつても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべき」（昭和31年2月3日最高裁判決）とされている。

- (2) 「投票を有効と認定できるのは、投票の記載自体から選挙人が候補者の何びとに投票したのかその意思を明認できる場合でなければならない。公職選挙法67条が、同法68条（無効投票）の規定に反しないかぎりにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない旨を規定するのも、右の趣旨を明示したものにほかならない。もっとも、選挙人の投票意思の認定にあつては、その選挙における諸般の事情を考慮して判断することが許されないものではなく、また、投票の記載についても、ある程度の記載文字の拙劣、誤字、脱字等が存在しても、その故をもって、ただちに投票意思の明認を妨げるものとはいえない。しかし、投票の記載によつては投票意思を明確にしがたいものを、その記載と特定の候補者の氏名との若干の類似性を手がかりとして、選挙人はつねに候補者中の何びとかに投票するものという推測のもとに、これを右特定の候補者の得票と解するような判定の仕方にはわかに容認しがたい。」（昭和42年9月12日最高裁判決）とされている。

また、「投票に表れた氏名の記載が正確を欠き、文字の不鮮明、誤字、脱字、あて字、文字の轉倒などがあつても、それが候補者の氏名又は氏もしくは名によく似ており、他にこれに類似する氏名又は氏もしくは名を有する候補者がいないときは、その候補者に対する投票と認定するのを相当と考える。」（昭和23年11月30日大阪高裁判決）とされている。

- (3) 混記等については、「公選法67条後段の規定の趣旨に徴すれば、投票の記載から選挙人の意思が判断できるときは、できる限りその投票を有効とするように解すべきであり、投票に記載された文字に誤字、脱字や明確を欠く点があり、投票の記載が候補者の氏名と一致しない場合であっても、その記載された文字を全体的に考察することによって選挙人がどの候補者に投票する意思をもって投票をしたかを判断し得るときには、右投票を当該候補者に対する有効投票と認めるのが相当である。そして、投票を二人の候補者氏名を混記したものと無効と解するのは、当該投票の記載がいずれの候補者氏名を記載したのか全く判断し難い場合に限られるものというべきであつて、そうでない場合には、いずれか一方の候補者の氏名に最も近い記載のものはこれを当該候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、又は単なる誤記によるものと解すべきである」（平成4年7月10日最高裁判決）とされている。

さらに、「特段の事由によるものを除き、選挙人は一人の候補者に対して投票する意思をもってその氏名を記載するものと解すべきであるから、投票を二人の候補者氏名を混記したものと無効とすべき場合は、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に限るべきであつて、そうでない場合は、公職選挙法68条5号7号に該当する無効のものでない限り、いずれか一方の氏名にもつとも近い記載のものはこれをその候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶による

ものか、または単なる誤記になるものと解するを相当とすべきである。」(昭和32年9月20日最高裁判決)とされている。

- (4) 法第68条第1項第6号は、投票につき、「公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの」(以下「他事記載」という。)を無効とすると規定している一方、「職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。」と規定している。

また、「他事記載を無効とする趣旨は、投票の記載が投票者の何人であるかを推知させる機縁をつくり、秘密投票制を破壊するのを防止するため、そのような記載を抑制することにあるから、右他事記載とは、符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であって、しかもこれが明白な場合を指すものというべく、単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤って不用意に、あるいは、習慣性のもので無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、右の他事記載には当たらないものと解するのが相当である。」(昭和63年6月30日仙台高裁判決)とされている。

#### 4 当委員会の判断

- (1) 別表1-1は「<sup>しまの</sup>鳥野」と記載されているが、「鳥」と「島」は字形が類似しており、また、本件選挙において氏に「鳥」の字が含まれる候補者は存在しないことから、島野候補の氏を誤記したものと認めることができる。また、申立人は振り仮名の記載が「鳥野」の読みを表すものでないことから、2人以上の氏を記載したものとして無効投票とすべき旨主張するが、「鳥」が「島」の誤記であると認めることができることからこれを採用することはできない。

以上のことから、当該投票は、島野候補の有効投票であると認められる。

- (2) 別表1-2は「しまのヤス●」と記載されている。「●」について申立人は明瞭かつ丁寧に記載された「ツ」であり「シ」であると判断することは行き過ぎであると主張する。当委員会が抽出した投票を検討したところ、当該記載の書体から「●」が明確に「ツ」であるか「シ」であるかを断定することは困難である。また、「ツ」と「シ」は字形が類似していることから、町委員会が当該文字を「シ」であると判断し、島野候補の有効投票であるとしたことが不合理であるということとはできない。なお、仮に「ツ」であると認められるとしても、字形が類似していること、他に氏名、氏又は名が「しまのヤスシ」、「しまの」又は「ヤスシ」である候補者が存在しないことから、当該投票は、島野候補の有効投票であると認められる。

- (3) 別表1-3は「嶋野●ス●」と記載されており、当委員会が抽出した投票を検討したところ、第3字の「●」は「ヤ」の第1画のはね部分が横線に重なったものであると認められ、第5字の「●」は「シ」に字形が類似していることから「シ」の崩し字であると認められる。また、第1字の「嶋」は「島」の異字体であることから、当該投票の記載の類似性から町委員会が島野候補の有効投票であるとしたことが不合理であるということとはできない。

以上のことから、当該投票は、島野候補の有効投票であると認められる。

- (4) 別表1-4は「<sup>しまの</sup>島野ヤ●シ」と記載されており、申立人は第4字の「●」は他事記載であると主張する。当委員会が抽出した投票を検討したところ、「ス」に字形が類似しており、崩し字であると認められ、町委員会が島野候補の有効投票であると判断することが不合理であるということとはできない。

以上のことから、当該投票は、島野候補の有効投票であると認められる。

- (5) 別表1-5は「●野ヤスシ」と記載されている。当委員会が抽出した投票を検討したところ、「●」は当該記載の字体から、「島」、「鳥」あるいは「鳥」のいずれかの崩し字であると推認され、明確に判断することは困難であるが、仮に「●」が「鳥」又は「鳥」であるとしても、「島」と字形が類似しており、また、氏に「鳥」又は「鳥」の字が含まれる候補者は存在しないことから、島野候補の氏を誤記したものと認めることができる。

以上のことから、当該投票は、島野候補の有効投票であると認められる。

- (6) 別表1-6から1-9までは「島野ヤスシ」と記載されているが、(1)で述べたとおり「鳥」と「島」は字

形が類似しており、また、氏に「鳥」の字が含まれる候補者は存在しないことから、島野候補の氏を誤記したものと認めることができる。なお、申立人は当該投票を無効投票であると主張する理由として、平成27年6月25日足立区選挙管理委員会決定では明瞭かつ丁寧に記載された「丸山まこと」は「松丸まこと」の有効投票ではなく無効投票であるとされていることを挙げているが、同決定において「松山まこと」、「松村まこと」と記載された投票について、「山」は「丸」の誤記、「村」は「丸」の誤記であるとして、それぞれ「松丸まこと」の有効投票であるとされていることから、全体として申立人の主張を肯定するものではない。

以上のことから、当該投票は、島野候補の有効投票であると認められる。

- (7) 別表1-10は「島野<sup>(ヤスシ)</sup>やすし」と記載されており、申立人は、振り仮名は漢字の傍らにその読み方を示すためにつける仮名であること、また、「( )」の符号は有意の他事記載であると主張している。この点、「<sup>(アキオ)</sup>関川昭お」と記載された投票(一票)中振仮名に付された括弧は振仮名であることを示すためのもので有意の他事記載にあたらない(昭和55年9月30日最高裁判決)とされている。なお、当判例について、申立人は上述のとおり漢字の付された振り仮名ではないことをもって同一視すべきでない旨主張するが、平仮名の「お」に振り仮名を付されていることについて無効であると判示していないことから直ちにこれを採用することはできない。また、本件選挙において島野候補は通称として「島野ヤスシ」と届出していることから、本件投票は島野候補の名を平仮名で記載し、届出名である「ヤスシ」を付記し、更に届出名を付記したことを示すためのものであると認められることから、符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であって、しかもこれが明白な場合である他事記載であるということとはできない。

以上のことから、当該投票は、島野候補の有効投票であると認められる。

- (8) 別表1-11は、「太田」と記載し、「太」及び「田」をそれぞれ4本の左斜線で抹消し、「しまのやすし」と記載している。申立人は、抹消線の本数及び抹消方法が一般的でないことを理由に他事記載であると主張している。また、太田徹候補と島野候補の氏名に類似性がないことをもって兩人を取り違えることは考えられない旨主張するが、選挙人が投票の記載の最中に投票しようとする候補者を変更又は訂正することは何ら制限されないし、変更又は訂正しようとする候補者について氏名が類似しているものでなければならぬ理由は何ら存在しない。当委員会が抽出した投票を検討したところ、当該投票は「太田」の二字を抹消し、「しまのやすし」と記載していると認められる。

以上のことから、当該投票は、島野候補の有効投票であると認められる。

- (9) 別表1-12は「しまのヤス●」と記載されており、申立人は最後の文字を明瞭かつ丁寧に記載された「ン」であるとして候補者でない者の氏名を記載したもの又は候補者の何人を記載したか確認しがたいものとして無効とすべきであると主張する。この点、当委員会が抽出した投票を検討したところ「シ」の第1画と第2画が一筆で記載されたものであると認められる。また、仮に「ン」であるとしても「ン」は「シ」と字形が類似しており、「シ」の誤記であると認められることから、町委員会が島野候補の有効投票と判断することが不合理であるということとはできない。

以上のことから、当該投票は、島野候補の有効投票であると認められる。

- (10) 別表2-1は「●かわ」と記載されており、「●」の字について申立人は「か」の文字の特徴から「小」の拙字であると、町委員会は「水」とであると主張する。当委員会が抽出した投票を検討したところ、「●」の第3画について申立人主張のとおり「か」の文字の特徴を考慮したとしても、第2画及び第3画の字形から「水」と記載していると認めることができる。また、本件選挙の候補者に水口崇候補が存在する以上、町委員会がこれを水口崇候補の氏である「水」と大川候補の氏である「かわ(川)」を混記したものであるとして無効投票と判断したことが不合理であるということとはできない。

以上のことから、当該投票は、無効投票であると認められる。

- (11) 上記のほか、申立人は開披点検の際抽出した投票の開示を求めているが、本件申立の趣旨である、原決定の取消し及び島野候補の当選の無効には関係のない主張である。なお、当委員会が開披点検の

際抽出し、本裁決において検討した投票の記載内容の写しは別表のとおりである。

5 結論

以上のとおり、原決定の取消し及び島野候補の当選の無効を求める申立人の主張には理由がないから、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年3月24日

審査庁 和歌山県選挙管理委員会

委員長 和 歌 哲 也

委員 宇治田 栄 蔵

委員 中 拓 哉

委員 廣 谷 行 敏

教示

この裁決に不服があるときは、法第207条の規定により、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができる。

別表

番号		1 - 1	1 - 2	1 - 3
投票の記載内容		<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 島野靖の	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 しまの やスジ	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 島野 十スジ
	効力の判定	選挙会 島野靖の有効 当委員会 島野靖の有効	島野靖の有効 島野靖の有効	島野靖の有効 島野靖の有効
番号		1 - 4	1 - 5	1 - 6
投票の記載内容		<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 島野靖の やスジ	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 島野 やスジ	<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 島野 やスシ
	効力の判定	選挙会 島野靖の有効 当委員会 島野靖の有効	島野靖の有効 島野靖の有効	島野靖の有効 島野靖の有効

番号		1-7	1-8	1-9
投票の記載内容	候補者氏名	鳥野ヤスシ	鳥野ヤスシ	鳥野ヤスシ
	投票の記載内容	鳥野ヤスシ	鳥野ヤスシ	鳥野ヤスシ
効力の判定	選挙会	島野靖の有効	島野靖の有効	島野靖の有効
	当委員会	島野靖の有効	島野靖の有効	島野靖の有効
番号		1-10	1-11	1-12
投票の記載内容	候補者氏名	島野(ヤスシ)ヤスシ	しまのヤスシ	しまのヤスシ
	投票の記載内容	島野(ヤスシ)ヤスシ	しまのヤスシ	しまのヤスシ
効力の判定	選挙会	島野靖の有効	島野靖の有効	島野靖の有効
	当委員会	島野靖の有効	島野靖の有効	島野靖の有効

番号		2 - 1							
投票の記載内容	<table border="1"> <tr> <td colspan="3"> <small>こうほしやしめい</small>                      候補者氏名                 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">                     水                      水                      水                 </td> </tr> </table>			<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名			水 水 水		
	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名								
水 水 水									
効力の判定	選挙会	無効							
	当委員会	無効							